

1 はじめに

英米法における usufruct (用益権) は、ローマ法に由来する制度であり、フランス法、ドイツ法、英米法といった大陸法系・英米法系を問わず、所有権から分離された独立の権利として認められている。これらの法制度において、usufruct は、財産から生じる果実の取得権を享受しつつも、当該財産の元本そのものの所有権は保持しないという構造を持つ。

とりわけ欧米諸国では、この usufruct を用いて株式の配当収益のみを享受する権利を切り出すスキームが、配当課税を回避する手段として利用され、問題視されてきた。

2 日本法における状況と信託の活用

日本においても、こうした欧米型の usufruct を通じて、配当受領権を切り出すことにより国際的な課税逃れが可能となる懸念については、既に中里実 (2018) によって指摘されている。もっとも、日本の民法体系においては、フランス法などにみられるような、資産の帰属と果実の帰属とを明確に分離する一般的な法理は存在せず、株式という元本と、その果実である配当とを切り離して処理することは認められていないと解されてきた。また、株主の権利の中から配当受領権のみを抽出することも、民法上許容されていないとされてきた (中里・前掲)。

ところが近時、信託財産たる株式に係る配当相当額について、これを子会社の配当等として益金に算入しないことが認められた裁決 (国税不服審判所裁決・令和 6 年 3 月 14 日) が公表された。この事案では、株式が信託財産として設定され、その株式に係る配当と同額が受益者に支払われたが、法人税法 12 条 1 項の解釈に基づき、かかる配当相当額は、税務上、配当と認められた。

この裁決事例は、日本においても信託制度を用いることにより、株式の元本たる権利と果実である配当収受権とを分離し得る可能性を示すものであり、結果として、欧米の usufruct と機能的に同様のスキームが、日本法の下でも実現し得ることが明らかとなった。

3 国際租税法における視点

このように、信託を用いて配当収受権を分離可能とするスキームが存在する以上、かかる仕組みが国際租税法においていかなる影響を及ぼすかが問題となる。中里 (2018) は、内国法人が usufruct の仕組みを用いて配当受領権のみを切り出すことで、租税条約上の課税関係を回避する可能性についても言及している。

実際に欧米諸国においては、株式を対象とする usufruct の活用により、株式の元本と配当収益の帰属が切り離された場合、配当所得が誰に帰属するか、②当該 usufruct がクロスボーダーで行われた場合に、租税条約上、配当の beneficial owner (実質的受益者) が誰であるか、という問題が議論されてきた。これらの点については、欧米各国の裁判例・学説において詳細な検討が重ねられてきた。

4 おわりに

以上のように、信託及び信託類似のスキームを通じて、配当受領権を切り出すことによる課税逃れの可能性が存在する以上、日本においても、かかるスキームに対応した租税法上のあり方を再検討する必要がある。特に、国内法における配当の帰属の判断、源泉徴収の適否、租税条約における beneficial owner の判断要素などの検討が求められる。

本報告では、とりわけ、内国法人と外国法人との間で信託及び usufruct が設定され、株式の元本に係る権利と配当収受権とが分離された場合において、①国内法に基づく配当の帰属及び当該支払いに対する源泉徴収税の取り扱い、ならびに②租税条約における beneficial owner の判定について検討することとしたい。